

2 資産課税

1 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等

(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の見直し(大綱 P. 41)

①令和3年4月1日から同年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合における非課税限度額が、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税限度額と同額まで引き上げられます。

契約日	消費税率10%		左記以外	
	省エネ・耐震等住宅	左記以外の住宅	省エネ・耐震等住宅	左記以外の住宅
令和2年4月1日～ 令和3年12月31日	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円

②受贈者が贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限が40㎡以上(現行：50㎡以上)に引き下げられます。

(注)上記の改正は、東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置についても同様とされます。

適用期日等：令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用

(2) 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例の要件の見直し(大綱 P. 41)

床面積要件の下限が40㎡以上(現行：50㎡以上)に引き下げられます。

適用期日等：令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用

2 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

(1) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長等(大綱 P. 42)

次の措置が講じられた上、その適用期限が2年(令和5年3月31日まで)延長されます。

①信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合(その死亡の日において、受贈者が次のいずれかに該当する場合を除きます。)には、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額^(注)を、受贈者がその贈与者から相続等により取得したものとみなすこととされます。

イ 23歳未満である場合
ロ 学校等に在学している場合
ハ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(注)管理残額とは、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額をいいます(②において同じ。)

適用期日等：令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用

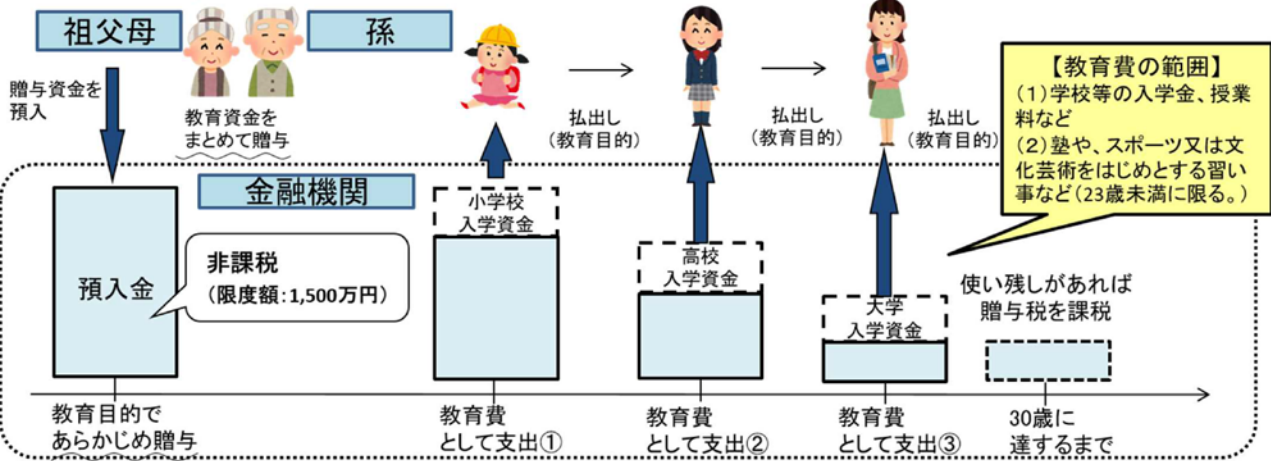
②上記①により相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、その管理残額に対応する相続税額が、相続税額の2割加算の対象とされます。

適用期日等：令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用

③その他、教育資金の範囲が見直されるなど所要の措置が講じられます。

【制度の流れ】

現行：贈与から3年以内に祖父母が亡くなった場合→孫が23歳以上であれば相続税加算(在学中を除く)
 R3改正：祖父母が亡くなった場合→孫が23歳以上であれば相続税加算の上、2割加算を適用する(在学中を除く)



(出典：令和3年度 文部科学関係税制改正要望事項の結果(概要))

(2) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長等(大綱 P. 43)
 次の措置が講じられた上、その適用期限が2年(令和5年3月31日まで)延長されます。

① 贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額^(注)について、その贈与者の子以外の直系尊属に相続税が課される場合には、その管理残額に対応する相続税額が、相続税額の2割加算の対象とされます。

(注) 管理残額とは、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額をいいます。

適用期日等：令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用

② 受贈者の年齢要件の下限が18歳以上(現行：20歳以上)に引き下げられます。

適用期日等：令和4年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用

③ その他、結婚・子育て資金の範囲が見直されるなど所要の措置が講じられます。

制度のスキーム

資金使途

【結婚関係】・婚礼に係る費用	・家賃に係る費用	・引越しに係る費用
【妊娠・出産、子育て関係】	・不妊治療に係る費用	・妊娠に係る費用
	・産後ケアに係る費用	・子の医療費に係る費用
		・出産に係る費用
		・子の育児に係る費用

残高の課税

① 期間中に贈与者が死亡した場合には、残高を贈与者の相続財産に加算。
 その際、相続税額の2割加算の対象外であるところ、令和3年4月より2割加算を適用する。
 ② 受贈者が50歳到達時に終了。残高は贈与税課税。

適用期限

平成27年4月1日から令和3年3月31日まで ⇒ **平成27年4月1日から令和5年3月31日まで延長**

令和2年度税制改正において、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設も、指導監督基準を満たしている場合は、利用料に係る消費税の非課税措置の対象となったことを踏まえ、「子の育児に係る費用」に上記を含める。

(出典：内閣府 令和3年度税制改正要望結果)

3 土地に係る固定資産税等の負担調整措置(大綱 P. 44)

(1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長等

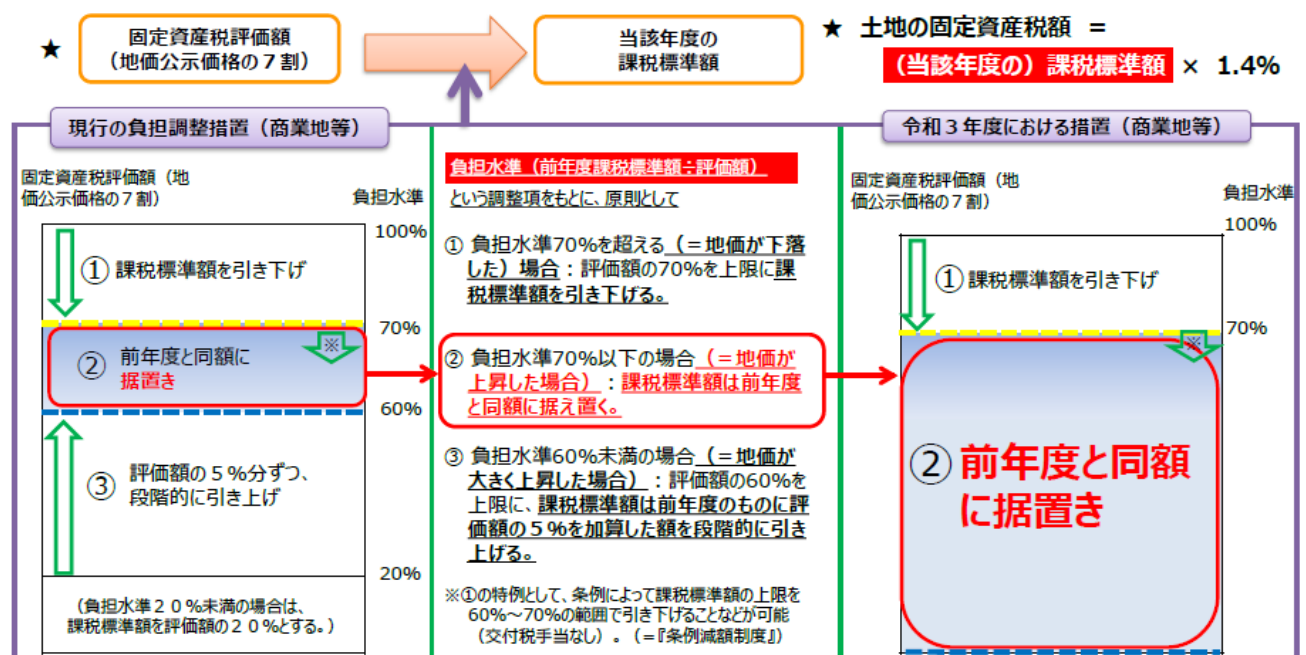
① 宅地等及び農地の負担調整措置については、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

② その上で、令和3年度限りの措置として、次の措置が講じられます。

- イ 宅地等(商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限ります。)及び農地(負担水準が100%未満の土地に限ります。)については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とすることとされます。
- ロ 令和2年度において条例減額制度の適用を受けた土地について、所要の措置が講じられます。

③ その他所要の措置が講じられます。

④ 土地に係る都市計画税の負担調整措置については、固定資産税の改正に伴う所要の改正が行われます。



(出典: 経済産業関係 令和3年度税制改正について)

4 租税特別措置等

(1) 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度の見直し(大綱 P. 45)

次に掲げる場合には、後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員でないときであっても、本制度の適用を受けることができることとされます。

- ① 被相続人が70歳未満(現行: 60歳未満)で死亡した場合(一般制度についても同様とされます。)
- ② 後継者が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合

(2) 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の延長(大綱 P. 45)

適用期限が2年延長されます。

内容	課税標準	税率	軽減税率(措法72)
売買	不動産の価額	1,000分の20	1,000分の15

適用期日等: 令和5年3月31日まで延長